

出席停止の連絡

保護者様

富山県立富山高等学校長

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎等の疾病は、学校において予防すべき感染症として出席停止扱いとなります。登校を再開する際には、登校許可証明書の提出をお願いいたします。

氏名 _____ 年 _____ 組 _____ 氏名 _____

期間 学校保健安全法施行規則第 19 条に規定されている期間、または病状により医師が感染のおそれがないと認めた日まで

主治医様

恐れ入りますが、下記に病名と登校許可日を記入していただき、本人に渡していただきますようお願いいたします。

登校許可証明書

学校長様

病名： _____

登校許可日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

主治医氏名 _____

※ 登校を再開する際には、登校許可証明書を担任（学校）に提出してください。

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 19 条参照)

分類	病 名	出席停止の基準		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ 等	治癒するまで		
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで		
	麻疹(はしか)	発しんに伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん	発しんが消失するまで		
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで		
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後 2 日を経過するまで		
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで		
	その他の感染症	(※ 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるもの。必ず出席停止を行うべきというものではない。)		